

( 表 面 )

## 市営浄化槽設置同意書

佐賀市上下水道事業管理者

佐賀市市営浄化槽条例に基づく設置の申請にあたり、下記の事項について同意します。

令和 年 月 日

設置申請者  
(自 署) { 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

土地所有者  
(自 署) { 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

○建築物所有者が、設置申請者もしくは土地所有者でない場合は、下記も  
ご記入ください。

建築物所有者  
(自 署) { 住所又は所在地 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

### 記

- 市営浄化槽（送風機を含む。）の設置工事は市が施工し、排水設備は申請者において市営浄化槽の設置完了の日から1年以内に工事を完了します。  
また、送風機の電気料金及び浄化槽清掃時の水道料金は申請者の負担とします。
- 上記の設置申請者が申請した市営浄化槽の設置に係る土地を無償で市上下水道局の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該市営浄化槽が不要となるまでとします。  
また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者等の負担とします。
- 浄化槽の工事発注に際し、当該工事に係る入札参加希望者が現場調査のため敷地内に立ち入ることを承諾します。
- 自己都合により申請を取り下げたことにより、工事施工者に損害が生じた場合は、その損害額を支払うことを同意します。
- 申請から設置までに、3ヶ月程度期間を要することを承諾します。
- 排水設備の維持補修は、申請者が行います。

(裏面)

- 7 市営浄化槽の維持管理、設置又は補修のため、市上下水道局の職員及び局から委任を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 8 市営浄化槽の浄化槽本体を移設し、又は撤去する場合は、事前に管理者と協議します。また、自己の都合により市営浄化槽の浄化槽本体を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 9 市営浄化槽が設置された建築物、土地、排水設備の権利を移転するときは、あらかじめその旨を管理者に届け出るとともに、使用条件のすべてを譲受人に継承するものとします。
- 10 本申請にかかる建築物、土地における汚水処理方式の変更は、管理者の権限において行うものとし、自己都合による汚水処理方式の変更はできないことを承諾します。
- 11 浄化槽法定検査で改善の指摘を受けた場合は、法定機関の指示に従い、責任をもって改善を行います。  
浄化槽の機能または維持管理に支障が出た場合は佐賀市上下水道局及び佐賀市上下水道局が委託した維持管理業者の指示に従い、責任をもって改善を行います。
- 12 このたびの申請を行う建築物については、建売を行うものではありません。
- 13 私は、このたびの申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。  
私は、次の各号のいずれかにも該当する者ではありません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

佐賀市上下水道局では、事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

本申請に記載された個人情報、市営浄化槽事業に関し、誓約事項の確認のために使用する場合があります。

(事務処理欄) 建築物所有者の確認	<input type="checkbox"/> A 設置申請者及び土地所有者と一致 <input type="checkbox"/> B 設置申請者と一致、土地所有者とは相違 <input type="checkbox"/> C 土地所有者と一致、設置申請者とは相違 <input type="checkbox"/> D 申請者、土地所有者とも相違
----------------------	--